

## 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会（第5回）

### 議事録

日時：令和3年3月22日（月）15：02～16：52

場所：WEB会議

#### ○環境省（小高）

皆さん、こんにちは。環境省動物愛護管理室の小高です。

全員お揃いとなりましたので、ただ今より第5回愛玩動物看護師カリキュラム検討会を開催いたします。

本日、事務局を務めます環境省の小高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

昨日、緊急事態宣言は解除されたところですが、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、本日は、座長も含めWEB参加いただく形としております。よろしくお願いいたします。

また、本日の会議の様子につきましては、会議終了後、YouTubeチャンネルにて公開を行うこととしております。各委員の皆様におかれましては、後ほど動画を閲覧される方に分かりやすいよう、御質問や御意見を述べる際に、大変お手数ではございますけれども、御所属とお名前、その都度おっしゃっていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

次に、お手元の配付資料一覧に沿って、資料の確認を行います。

議事次第の後ろに、配付資料一覧ということで3点記載がございますけれども、本日のメインとなる資料は検討会報告書（案）というものになります。参考資料1として、愛玩動物看護師の養成に必要な科目と認定動物看護師コアカリキュラムとの比較表を添付しております。また、参考資料2として、横田委員提出資料として、愛玩動物看護師国家試験対策アンケート集計結果を添付しております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、動画公開の際には、環境省の報道発表資料に掲載のリンク先から、本日の会議資料掲載ページに飛ぶことが可能でございますので、御参照いただければと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては、西村座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

#### ○西村座長

皆さん、こんにちは。第5回のカリキュラム検討会を始めたいと思います。

昨年の12月に第4回をやりまして、それから、約3か月という間にワーキングチームの委員の方々にかなり急いで、かつ、かなり活発に討議をしていただいて、本検討会の方から付託された事項について検討を行っていただきました。ワーキングチームの委員の先生方には、本当に御苦勞をお掛けしたと思います。2月末に開催しましたワーキングチームで、検討事

項について取りまとめを行いました。本日は、ワーキングチームからの報告書とこれまで検討会で検討した事項を統合した検討会としての報告書（案）について、御意見いただければと思います。

それでは、報告書（案）について事務局から説明をお願いいたします。

#### ○環境省（小高）

環境省の小高でございます。

それでは、本日お配りしている資料を御覧ください。本検討会の報告書（案）になります。

こちらは、先ほど座長から御説明のありましたとおり、本検討会で検討した項目とワーキングチームで検討した項目を取りまとめた報告書（案）になります。

委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいて御覧いただいているところもごさいますけれども、主なポイントについて御説明をしていきたいと思ひます。

まず、報告書（案）をおめぐりいただくと、目次がございます。項目としては〔1〕から〔9〕とありますが、このうち〔1〕、〔2〕、〔7〕の3点につきましては、既に本検討会で一度お目通し、御議論いただいたものになりますので、今回御説明は割愛させていただきたいと思ひます。

今回は、〔3〕、〔4〕、〔5〕、〔6〕、〔8〕、〔9〕を中心に御説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、報告書（案）の7ページをおめぐりください。7ページ目には、〔3〕として、大学及び養成所において履修すべき科目ということで、科目の全体像が1枚紙で示されており、こちらについては、参考資料1の比較表を用いて御説明をしていきたいと思ひますので、お手元に参考資料1も出していただけると有り難いと思ひます。ありがとうございます。

〔3〕の大学及び養成所において履修すべき科目については、各科目群を5本の柱に据えた上で、それぞれの科目名、そして時間数、そしてトータルで足し上げたときの時間数でこれぐらいが必要だということで、1,800時間ということで記載をしております。

報告書（案）の7ページ目の右下にあるとおり、合計は1,800時間ということで記載しておりますけれども、これについては先に御説明しておくと、この示した時間数につきましては、養成所において実施する際の授業時間数でございますので、大学について単位数等に制約がかかるというような趣旨ではございませんので、御留意いただければと思ひます。

また、この1,800時間の決め方ですけれども、今回、専修学校等の養成所が、修限年数が3年以上ということで法律に規定されておりますが、この専修学校の設置基準というものを文部科学省が定めているものでありますけれども、標準的な1年間の時間数として800時間という数字がございまして、3年以上の修限、つまり3年制の学校にすると2,400時間というキャパシティーになりますので、その中で各学校の独自で教育する時間等も勘案したら、コアとなる動物看護に関わる部分は1,800時間程度が妥当なのではないかということで、この時間数となっております。

続いて、各科目ごとで特にコメントを付すべき点を中心にコメントいたしますけれども、まず、1番の基礎動物学に「①生命倫理・動物福祉」というものがございます。これは、比較表の方に移って見ていきますと、もともとこの動物福祉関係の科目は、認定動物看護師コアカリキュラムにも位置づけられていたものです。

参考資料1の横紙の左側にあるA、B、C、D、E、F、G・・・というふうにアルファベットで科目番号が書かれている列が、認定動物看護師コアカリキュラムの現在の科目体系になっております。その右に愛玩動物看護師コアカリキュラムとして、科目番号として1、2、3、4、5、6、7、8・・・と数字で振ってあるものが、今回の国家資格のカリキュラムの科目体系になります。

先ほど申し上げた「生命倫理・動物福祉」ですけれども、これは認定動物看護師コアカリキュラムのJに当たる「動物福祉・倫理(30時間)」というものが名称変更された上で、今回の愛玩動物看護師コアカリキュラムの科目番号1番、「生命倫理・動物福祉」というところに移ってきたというような立て付けになっております。

もともと、応用動物看護学に「動物福祉・倫理」は位置づけられておりましたけれども、ワーキングチームの検討過程の中で、「生命倫理・動物福祉」というところは、今回、国家資格になったということも踏まえて、職業倫理、当然、動物福祉というところの全体の根底となる部分は一番最初に据えた上できちんと学習すべきだというような御意見もあったところでございまして、この科目番号1番にその「生命倫理・動物福祉」というものが据えられているのは、そういった経緯がございます。

次に、愛玩動物看護師コアカリキュラムの、番号でいうと4番の「動物行動学」、そして5番の「動物栄養学」、6番の「比較動物学」についてのコメントですけれども、4番の「動物行動学」のところは、後ほどちょっと出てきます、番号でいうと23番の「動物生活環境学」のところの履修内容のすみ分けという点について、非常にいろいろな御意見を頂きました。

考え方として、「動物行動学」の部分はもともと認定動物看護師コアカリキュラムでも記載がございますけれども、「動物生活環境学」は、「基礎動物学」に位置づけられている「動物行動学」で学んだことを現場に出たときにどのように実践するかというところを学ぶというすみ分けで、この2つが考え方としては規定されております。

続きまして、5番の「動物栄養学」のところですが、「動物栄養学」自体はもともとは認定動物看護師コアカリキュラムでは「臨床動物看護学」の「動物臨床栄養学」といったところに規定をされていたところがございますけれども、こちらについては、今回新しい領域として入った愛護・適正飼養の分野の中で日常的な栄養指導というような面も含めて、動物看護、そして愛護・適正飼養両者に関わる基本的な土台となる分野だろうということで、「基礎動物学」の中に「動物栄養学」として位置づけをしております。

次に、6番の「比較動物学」ですけれども、6番の「比較動物学」はもともと認定動物看護師コアカリキュラムのM、N、Oにあるとおり、「産業動物学」、「実験動物学」、「野

生動物学」、これらを統合して1つに束ねたものでございます。それぞれの各科目ごと、「比較動物学」として、各学校で一人の先生が教えているという現状は恐らくなかなかないのかなとは思いますが、それぞれの産業、実験、野生を単独で科目として立てるほどかどうかというところも御議論もございまして、最終的には、この「比較動物学」ということで1つに束ねられて規定をされたところでございます。

次に、愛玩動物看護師のいわゆる業務独占となる診療の補助に関わる分野であったり、動物看護に関わる分野でございますけれども、こちらについては、愛玩動物看護師の国家資格のコアカリキュラムの方では「基礎動物看護学」、そして「臨床動物看護学」というところに位置づけをされているものでございます。

基本的には、認定動物看護師コアカリキュラムでその体系的な部分は確立されているというふうに認識しておりますので、今回新しく入った業務独占である診療の補助に関する部分については、例えば「臨床動物看護学」の中の「動物内科看護学」だったり、「動物外科看護学」、こういったところの到達目標の中にちりばめられておりますけれども、基本的な考え方の哲学というか内容といいますか、それについては認定動物看護師コアカリキュラムを尊重して踏襲しているというようなこととなります。

続きまして、番号でいうと20番から24番にある「愛護・適正飼養学」というものになります。この中で5つ立てられておりますけれども、「動物生活環境学」、「ペット関連産業概論」といったものは、これまでの認定動物看護師コアカリキュラムには科目としてはなかった新規性の高いものになります。また、「適正飼養指導論」につきましても、一部新規性の高い履修内容のものが規定をされております。

「愛玩動物学」というものが入りましたけれども、これはもともとの認定動物看護師コアカリキュラムの「伴侶動物学」に該当するようなものになりますけれども、名称が変わっておりますが、愛玩動物看護師の中で愛玩動物というものが犬、猫、その他政令で定める動物ということで規定をされておりますけれども、法律の名称に合わせた形が適切ではなかろうかというような御意見も頂きまして、このような科目名となっております。

「人と動物の関係学」のところにつきましても、もともとの「人間動物関係学」に値するようなものになりますけれども、名称を変えて、非常に最近では研究が進んでいるという分野ということでも承知しておりますので、新たに科目名として規定をするということにしております。

最後、25番から31番のところは実習というふうに書かれておりますけれども、認定動物看護師コアカリキュラムと比較をしていくと、新しく入った部分は「動物愛護・適正飼養実習」の部分になります。

実習全体について言えることなんですけれども、今後、こういったコロナの影響とかもありますし、あと、これまでは動物診療施設のみで実習という部分を勘案しておけばよかったものが、例えば動物愛護管理センターであったり、例えば動物取扱業、そういったところへの実習という部分の要素も、今回の国家資格化によって、実習の中にそういうものが加わっ

てきたということも踏まえて、なかなか実習先の確保というものが、全国的に見ると総じて実習先が確保できるかどうかというところの実務上の問題というのも当然想定されてきますので、こちらの実習については、ワーキングチームの御議論の中でも、必ずしも外の施設での実習というものに限らず、例えば獣医師の先生を招聘した形での学内での実習だったりとか、実習については柔軟な運用によって、この国家資格のカリキュラムというものが履修されていくべきではないかといった御意見もありましたので、そういった考えの下、運用に努めていきたいというふうに思っておりますのでございます。

履修すべき科目の全体像と到達目標の部分の概要については、以上でございます。

報告書（案）のところ、今7ページ目と参考資料の1を説明しましたけれども、8ページ目以降は、今申し上げた科目ごとの到達目標の詳細が書かれております。こちらについては、お時間の関係で詳細に御説明することは割愛させていただきますが、事前に送付させていただいた中で何かお気づきの点があれば、御意見を後ほどよろしく願いいたします。

それでは、報告書（案）のページでいいますと、38ページまで飛びます。38ページは、〔5〕として、愛玩動物看護師法附則第2条第1号の主務大臣が指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能ということでございます。いわゆる附則第2条の既卒者・在学者の受験資格の特例要件に関連するものでございますけれども、こちらについては、その考え方として大きく3つのことを記載しております。

まず、1点目です。先ほど御説明した愛玩動物看護師の養成に必要な科目は、認定動物看護師コアカリキュラムをベースに検討が行われたところでございます。これに、講習会によって知識・技能を補填することによって、受験資格が与えられるというような考え方になりますので、認定動物看護師コアカリキュラムの内容というものを履修しているのかどうかということが、まず一つ、分かりやすい基準となるということが1番で書かれております。

続いて2番目ですけれども、それではその認定動物看護師コアカリキュラムの内容を履修しているのかどうかということが基準となる一方で、そのカリキュラムを導入した年次は各学校で異なってくるという課題があります。また、その認定動物看護師コアカリキュラムが策定された前の時代に対応していたカリキュラムというものがございまして。そういった過去の実態も勘案して、機構が策定した認定動物看護師コアカリキュラムの新旧対応表というものが40ページ、41ページに付けていますけれども、こうした新旧対応表を参考に個別に評価するという事としてはどうかというふうに考えております。その個別評価の結果、認定動物看護師コアカリキュラムと同等以上の教育を実施していたと判断された年度以降に入学した方を、既卒者・在学者として判断するというような考え方としてはどうかということでまとめられております。

最後に3番目ですけれども、こちらについては、個別に評価していくに当たって、授業時間数の縛り等はどうかということも書かれてはいますが、まず、個々の科目ごとの単位数や時間数というものは定めないこととしてはどうかと思っております。また、大学に

については単位数の下限というものは設けないとする一方で、養成所の方については認定動物看護師コアカリキュラムと同等以上ということで、そういった履修内容を担保するという観点で、動物看護に関わる教育内容の全体の時間数の下限というものを1,650時間という時間数と定めてはどうかということになっています。これは、認定動物看護師コアカリキュラムのコアの部分で担保すべき時間数ということになります。

おめくりいただくと、先ほど言及した40ページと41ページに新旧対応表が出てきますけれども、例えば、この40ページの「動物感染症学」、上から5番目にありますけれども、「動物感染症学」は、動物看護学教育標準カリキュラムを見ると大学の方では動物微生物学だったり、寄生虫学だったり、いろいろな名称で教育がなされているというような現状がある学校もあります。専修学校については、「動物感染症学」だったり、「病原体・衛生管理」というような科目名で教育がなされているところもあるということを承知しております。

この読替え表だけで個別評価が全てかなうとはとても思っておりませんので、きちんと、まずは各学校の実態を把握した上で、附則第2条が公平性をもって適用されるように、主務省としても務めていきたいというふうに思っております。

続きまして、42ページに移動します。42ページ目は、〔6〕として、愛玩動物看護師法附則第2条第1号及び同法附則第3条第2項の主務大臣が指定する講習会になります。

まず、1番として講習会の内容ですけれども、ここは、「また」以降のところを書いておられますけれども、オンラインで実施可能な内容として、実習を行う場合は受講者による実技の試行は必須とせず、動画の視聴等により手技の手順を習得することも可能とするというようなことで考えがまとめられております。

また、2番の講習会の時間数ですけれども、これは、とりわけ現任者の方、働きながら国家資格を目指したいと思われている方が多数いる中で、この講習会の、先ほど手法としてオンラインというふうに申し上げましたけれども、一方で、その時間数のボリュームは負担の意味では重要なところになってきます。30時間を目安とするということで、ワーキングの方ではまとめられておりますけれども、他資格の例で申し上げれば、言語聴覚士という資格は66時間の講習会のボリューム、精神保健福祉士は63時間、議員立法ということで大変共通点の多い公認心理師法につきましては講習会は30時間ということで、他資格を見の中で一番少ない時間数というものが30という数字だったところもあり、全体として負担をより軽減すべきだろうという考え方にも立ち、30時間を目安とするということにいたしております。

3番の講習会の実施方法ですけれども、こちらは現在運用されている他資格の講習会等も参考に、これから、主務省が実施主体の要件、そして講習会の実施時期等を定めて指定をしていくということを考えております。

次に、4番の講習会の構成例ですけれども、こちら、42ページと43ページの冒頭にまたがっていて恐縮なんですけど、42ページの4番の(1)では既卒者・在学者の講習会、そして、43ページの(2)には現任者の講習会というふうに書いております。

(1)の既卒者・在学者の講習会は①から⑤までございますけれども、①の職責の部分は、

今回国家資格になったこともあって、いま一度、その職業倫理的な部分を学び直す必要があるだろうという観点、そして、②の関連法規の部分は最近の法規のアップデート、知識のアップデートが必要だろうという観点で②が入っております。③と④は今回の国家資格化により新規性が高い科目、業務独占と愛護・適正飼養ということになっております。⑤の業務の実践のところですが、例えばですけども、愛玩動物看護師による薬物の取扱いとか検体検査の手順だったり、保定の基本的な原理だったり、そういった現場での実践的な部分についてのものを学ぶというような考え方に基づいて、⑤というものは入っております。この⑤についてですけども、その下の※マークにございますとおり、認定動物看護師の資格の取得者については⑤を講習内容から除外するというような考え方を報告書では取っております。

次に、43ページの(2)の現任者のところですけども、先ほどの既卒者・在学者と基本的な考え方は同じですけども、⑤の業務の実践に必要な理論というものが入っておりますので、こちらについては、「動物栄養学」とか「動物行動学」の基礎だったりとか、臨床検査の基礎とか理論的な部分、そういったところの知識を学ぶということになります。※マークにあるとおり、今回は認定動物看護師の資格取得者の中で修学歴がある場合と修学歴がない場合で分けていますが、修学歴がある認定動物看護師の資格取得者については、⑤の理論と⑥の実践を講習内容から除外することとしています。修学歴がない認定動物看護師の資格取得者については、⑥実践の部分から除外することになります。

講習会の時間数30時間というふうに申しあげましたけれども、ちょっとここではどれぐらい講習会の負担が減少するかという具体的な数字は書いていないですけども、今後の運用の過程で決めていきますけれども、全体として半分とは言わずとも半分弱とか、そういった御負担の軽減につながるような運用になるのではないかなと思います。認定動物看護師の資格取得者については、そういった形で、現任者の方が、より国家資格にチャレンジしやすいような運用にすべきではないかといった御意見等も、ワーキングでは出てきたところでございます。

では、続きまして、ページ数でいうと、45ページに飛びます。〔8〕ですね。〔8〕は、昨年の12月14日の際の第4回検討会でも一度御議論を頂いた、実務経験に関する部分になります。12月の第4回検討会の後に、メールベースで恐縮であったんですけども、一部、ちょっと考え方の修正をした部分もございますので、改めてこの場で御説明をしたいと思います。

まず、45ページの1番、2番とありますけれども、1番の期間について(5年の換算方法)につきましましては、基本的には雇用契約に基づいて業務に従事した期間となります。ただ、雇用形態が非常勤であるものだったり、兼業しているものという、多様な雇用形態というものが考えられますので、例えば常態として週1日以上勤務であった期間について、業として行っていた期間として認めるということとしてはどうかというふうに考えております。また、この5年というのは連続した5年である必要はなくて、通算5年以上であればよいというよ

うなことが示されております。

2番の「業として行った者」については、①の飼育動物診療施設における業務を行う者、これはよろしいかと思えます。また、②の動物愛護管理法の第1種動物取扱業の動物取扱責任者として業務を行う者、これも既に御説明済みかと思えます。③が修正した部分でございますけれども、①及び②以外の者で動物看護に関わる知識及び技能、これは法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限りませんが、こうした知識及び技能を有して一般職員とは区別されて動物看護に関わる業務に従事する者、こういった方を業として行った者について規定をするという変更を加えております。

これにつきましては、特に4年制の大学の動物看護に関わる学科を卒業された方の中に多いというふうに認識しているんですけれども、必ずしも動物診療施設に就職される方ばかりではなくて、むしろ民間企業で大学で学んだ動物看護に関わる知識及び技能を生かして採用されて働かれているという方が、本当にいろんな職種というか、仕事があるということが、12月の検討会が終わった後に様々な声が届けられて、認識をいたしまして、そういった方が国家資格にチャレンジをしたくとも、当時の12月のときにまとめた考え方では、むしろ除外されてしまうというような、そういった課題もございましたので、改めて本検討会の先生方にも御相談をさせていただいたところですが、こうした③を定めることによって、そういった方がチャレンジする環境というものは、少なくとも措置されるのではないかとというようなことで考えております。

次に、46ページの3番に移りますけれども、3番は「同等以上の経験を有する者」ということで、①から③あります。

①は教育機関の先生になります。先にちょっと③にいくと、③は国又は地方公共団体の公務員として獣医師法関係、動物愛護管理法関係、この施行事務に従事した期間というもの、実務経験の中にもカウントできるというような考え方が示されております。

特に御説明いたしたい部分は②になりますけれども、これはもともと12月のときにも言及をしていた部分ですが、養成所の中には、指定基準を満たさない養成所というものが出てきます。法附則第2条の特例対象の要件から外れてくる既卒者というものも過去に遡っていけば出てくるわけで、当然、専修学校の中にもその全ての年次を遡って附則第2条を適用できる学校もあれば、そうじゃない学校も当然出てきます。更に言えば、専修学校等の学校法人でない形態の学校も全国を見ていくと存在するという中で、いろんな形で動物看護教育がこれまで行われてきたというようなことも踏まえて、そうした学校、附則第2条の要件に含まれないケースでも学校での修学期間というものを実務経験の5年にカウントするというような考え方を取っております。

これは、法律の施行の令和4年5月1日前に入学した方に限るということですが、ただ、この②、養成所の話しか出てきていないんですけれども、これは事務局側の資料の当時の作り方によってちょっと誤解があったんですけれども、当然、附則第2条には大学というものもありますので、ここは養成所だけでなく、附則第2条の既卒者・在学者の特例の中に

含まれない4年制の大学の卒業生も一部出てくるわけで、その4年間もここでカウントできないと、ちょっと整理する上でおかしなことになってしまうというようなこともあるので、今このような記載にはなっておりますけれども、当初、事務局としても、それは農水省も含めての事務局としての頭の中では当然、大学もあつたのですが、ちょっと文字上、養成所という言葉しか出てきていなかったのも、その点、この今日の検討会の場で御了承いただければ、最終的な公表の前に、文言としては誤解のないように直しておきたいというふうに考えております。

すみません、長くなりまして。最後、47ページに移ります。47ページは、〔9〕として、国家試験と予備試験の内容ですね。どんなふうに行うかということが書かれております。

まず、出題範囲ですけれども、これは試験科目を定めて、その内容は大学及び養成所において履修すべき科目から実習科目を除いたものとするとしています。予備試験も同様とするということにしております。

出題方式はマークシート式の筆記試験とし、これも予備試験も同様とするということにしております。

問題の性質としては、必須問題、一般問題、実地問題とあって、予備試験の方は一般問題の方は抜いた形でどうかということとしています。

試験日数は、本試験の方が1日間で、予備試験は半日程度としております。

問題数は、全問題数は200から240問を目安として、必須問題は50問程度と。うち、実施問題は全体の25%程度としています。予備試験については、全体で国家試験の半数程度というような考え方が示されております。

また、合格基準については、必須問題の正答率は70%以上、その他は60%以上、予備試験は、全体正答率は60%以上ということで、配点は1問1点というようなことで考え方が示されております。

長くなりましたけれども、今回御提示させていただいた報告書の案についての事務局からの御説明は以上になりますけれども、農林水産省からも何か補足があれば、このタイミングでよろしくお願ひします。

#### ○農林水産省（中元）

農林水産省の中元です。

特に、農林水産省の方から補足はございませんので、そのままお進めいただければと思います。

#### ○環境省（小高）

ありがとうございます。

それでは、座長に一旦お返しします。

○西村座長

ありがとうございました。

冒頭でも申し上げましたとおり、本検討会がワーキングチームに付託した検討事項は、大学及び養成所において履修すべき科目、受験資格の特例、国家試験及び予備試験の出題方式等で行っていただきました。これらについて、先ほどもお話ししたように3か月という短い期間で、ワーキングチームの委員の方々には負担をお掛けしたんですけども、活発に意見交換していただいて、事務局の方も、いろいろ苦勞して取りまとめしていただきました。

本検討会の委員の方々も御意見あると思いますが、ワーキングチームに付託されました事項につきましては、ワーキングチームとしての取りまとめを最大限尊重していただいて、コメントを頂ければと思います。

なお、今回決めるカリキュラムは、参議院の環境委員会の附帯決議で、施行後5年を目安として検討を加えることが求められているように、確約というわけではないんですが、必要に応じて見直しが行われていくというふうには理解しておりますので、その辺も含めまして、御意見いただければと思います。

それでは、事務局から説明した内容について、御質問あるいは御意見がありましたら、よろしくお願いたします。

川田先生、お願いします。

○川田委員

日本動物病院協会の川田です。

説明、ありがとうございました。また、ワーキングチームの皆さん、大変な作業、ありがとうございました。

最後の小高さんのところの説明にあったんですけども、合格基準は書かれているんですけども、難しいかもしれませんが、想定されている予備試験及び本試験の合格率というのは、どのぐらいになるように設定されるのでしょうか。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

私のコメントの後に、必要に応じて農水省からも補足いただければと思いますけれども、今日お示した資料の中でも、特に合格基準というか、そういったもの、人数ですね、要は何十パーセント合格とか、そういったものは書かれておりません。

もともと、現時点の愛玩動物看護師の国家資格の運用においては、特に、社会に出していくべき愛玩動物看護師の数の供給目標みたいなものを、特にこれまで議論したことはなくて、そういった供給目標に応じて、その合格点数という部分を微調整するというような運用がされている国家資格も幾つかあることは承知しておるんですけども、例えば、全体を見てみると、合格率が80%がいいのかとか、70%がいいのかとか、認定動物看護師資格を見ていて

も、大体80%前後ぐらいが結果として合格率になっているのかなと思うんですけども、そこにとられるのか、そうではなくて、高位平準化ということも踏まえて、あくまでその内容についてきちんと適切なレベルをセットするということなのか、その辺については、ちょっと今後の検討の一つにもなるかと思います。現時点においては、パーセンテージの目標みたいところは特段考えていないことになります。

農水省からもし、補足があれば、よろしく申し上げます。

#### ○農林水産省（中元）

農林水産省の中元でございます。

合格基準につきましては、第2回ワーキングチームで御説明させていただいたんですが、実は、医師とか看護師さんのような国家資格では相対基準というものが採用されています。一定の水準以上の、分布上のラインを引いて合格者を決めるという仕組みなんですけれども、これですね、受験生の得点分布がある程度正規分布をしまして、あと、先ほど小高補佐から説明があったとおり、供給側のある程度の目標みたいなものがあって、お医者さんなどは特に不足しておりますので、一定数世に出していかないといけないという事情もあろうかと思えます。そういった背景で採用されていると聞いております。

ただ、愛玩動物看護師につきましては、まだそこまでの背景というものが明らかになっておりませんので、今後、国家試験を実施して、試験の分布とかそういったものを見て、必要があれば検討がなされるものと考えてございます。

以上です。

#### ○川田委員

ありがとうございました。

#### ○西村座長

よろしいでしょうか。

獣医師国家試験も、パーセントで切っており、需給バランスというのは特に考えないで毎年やっているという状況ですけども、何となく毎年同じような合格者数が出るんですね。何か、そんなふうに安定はしてくるんだと思いますけれども。あとは、例えば、極端に難しく、誰も受からないみたいなことというのは多分起こらないでしょうし、そういう問題作りはしないと思います。だから、何となくそれっぽい数字になってくるんじゃないのかなと、個人的には思っているというところです。

加隈先生、どうぞ。

#### ○加隈委員

カリキュラム検討のワーキングの先生方には短期間でまとめていただいて、大変だったと

思って、大変敬意を表している中で、ちょっと新しい分野の部分で若干気になった点、2つぐらいあったので、質問させていただければと思います。

1つは大きいところで、カテゴリーの分類のところなんですが、最初のところが基礎動物学という名前になっているんですが、内容として、ここは、難しいところではあると思うんですけども、行動学とか栄養学は大分臨床的な内容が入ってきていて、さらに法規というのは動物学というイメージではないように思ったんですが、この基礎動物学という名前にした何か理由があったら、教えていただきたいと思いました。もしかしたら、基礎動物学でイメージするものってやっぱり本当に動物学、純粋な動物学というふうに思うのではないかと考えたので、混乱を避けるためにもう少し違う分類名を付けるということもあり得るのかとと思っているのが、1つめの質問です。。

○西村座長

環境省、何かありますか。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

御質問ありがとうございます。

履修科目の「基礎動物学」のところの名称の付け方というのは、当然、いろんな考え方とか、名称の付け方があるんだろうなということはっております。この「基礎動物学」に入れた①から⑧の科目名がありますけれども、先ほどの説明でも少し言及させていただきましたけれども、今回、農水省と環境省が共管する法律で、今までは獣医療の世界だけの業務という部分だけ考えるというところから、動物愛護管理法の、つまり疾病動物に限らない愛玩動物の日常的なしつけだったり、お世話とか、そういった部分が新領域として、今回付加されたところでございます。そうすると、両者に関わってくる土台となる科目というものがどうしても出てくるわけで、カリキュラムの科目というものを、まずは一旦事務局で精査をしていく中で、これは非常に共通性の高い科目だろうというものたちがこの①から⑧に含まれていると、そういった御理解で頂ければなと思います。名称の部分は、あれもある、これもあるというような議論をした上での「基礎動物学」というところに落ち着いたわけではないんですけども、その点は、もし、ワーキングチームの御所属の先生方、この場にもいらっしゃいますけれども、何かもしコメント等あればお願いしたいですし、座長からも何かあればお願いしたいかなと思います。

私からは以上です。

○西村座長

愛玩動物看護師法で目指すところは診療の補助と、看護と、それから適正飼養というところになりますけれども、それを学ぶ上で基礎になるような学問であるというふうに理解して

もらえればいいかなと思います。名前はいろいろ、これだ、あれだと言って決めても、多分100%の人がアグリーするようなところはないと思いますので、基礎的に学ぶところであるというふうに理解してもらえばいいのかなと思います。よろしいでしょうか。

#### ○加隈委員

ありがとうございます。コンセプトはすごく理解できていると思います。

すみません、もう一点、続けさせていただいてもよろしいでしょうか。後半の動物生活環境学やペット関連産業概論という新しい部分のところで、割と議論があったようにも伺っておりますけれども、最終の今の案ですと、例えば生活環境学の中で、資料ですと32ページ、31ページとかの辺りで、5番、動物介在教育施設というところが学校飼育動物の施設というふうになっているのですが、ちょっと、これ、言葉が新しいなというふうに思いまして、あと、その前の4番、ペットの教育・訓練施設という言い方もですが、これはペットに対する教育という意味で使っているということでもいいのかという、この辺りについて確認というかですね。このままいくと、このまま、皆さん勉強していくことになると思うんですけれども、ちょっと解説を加えていただけるといいように思いました。

あと、すみません、追加で6番のところで、ペット飼育のマナーというところもなのですが、地方自治体ごとの飼育マナーというのが書いてあるのは、これは条例とかということとは別のものなのかという辺り、少し解説を加えていただけたらと思うんですけれども。

#### ○西村座長

これも環境省からですかね。

#### ○環境省（小高）

環境省の小高でございます。

御質問ありがとうございます。

「動物生活環境学」のところで、31ページから32ページにかけて記載がございますけれども、非常に新しいところがございますので、言葉の使い方とか、そういったところについて疑義があるということかなと思います。

むしろ適切な言葉はこうではないかという、もし、サジェスションがあれば、この場で頂きたいと思っておりますけれども、まず、4番のペットの教育・訓練施設のところでございますけれども、これは、1)で動物の社会化トレーニングの意義、必要性……とあるとおり、客体はペットになります。人ではなくてということですね。

それで、5番の動物介在教育施設のところは、1)で学校飼育動物の施設ということになっておりますけれども、ここももともといろんな要素が加わっていたものをまとめてみたりとか、そういった作業工程の中で、最終的に5番の項目タイトルは動物介在教育施設となっていて、その中に学校飼育動物施設というものが入ってきたと、そんな作業上の経緯はござ

いますけれども、例えばここを、動物介在教育施設のところを、もうそのまま学校飼育動物施設にすればいいのではないかとか、そういった御意見は当然あり得るのかなと思っておりますので、ここはちょっとそういった経緯を御説明をした上で、もし、適切な修文があれば頂ければと思います。

最後に、6のペット飼育マナーのところですが、地方自治体において定められている飼育マナーというところで、加隈委員、御指摘のとおりなんですけれども、動物愛護管理法は自治事務で運用されていて、自治体において、条例において何か定めていたり、条例の規則や、ないしは要綱等でいろんなものを定めているという現状がございます。そうしたものを包括した形で表現させていただいているところがございます。根本を見ていくと、条例というところに根っこがあるというふうには思いますけれども、そこに紐付くいろんな運用の考え方というものを理解するというような、そんな御趣旨で書かれているというふうに思っております。

環境省からは以上です。

#### ○加隈委員

こちら、私からちょっときれいに直す提案というものは余りできないと思うんですが、ペットの教育という言い方もちょっと新しいと思ったので、それが実態に合っているのかということと、ペットに対する教育とか、分かりやすい方が、もしかしたらいいのかなという辺りをちょっと最終案で確認していただけたらと思いました。ありがとうございます。

#### ○西村座長

他にございますでしょうか。浅野委員ですかね。

#### ○浅野委員

弁護士の浅野です。

今の加隈先生の話にもつながるのかもしれないのですが、報告書の「基礎動物学」の「生命倫理・動物福祉」というところですが、資料でいうと、報告書の8ページなんですけれども、生命倫理という動物側で、職業倫理ということがここに入ってくるのかなというふうにはちょっと思って聞いていました。

それで、お願いというか、これも質問ですけども、生命倫理という倫理のところは1に来て、2、3. 愛玩動物の福祉で、4) で動物虐待の定義で積極的な虐待とネグレクトと現状という話が出ているんですけども、ここにみだりな殺傷という視点が入っていないので、ちょっと質問というか気になって、指摘したいのですが。動物虐待について、動物愛護法で獣医師による通報義務があるので、これとの関連でもここで学ぶという趣旨かなと思っておりますが、みだりな殺傷よりは虐待の方がもちろん多いんだと思うんですけども、一応、動物愛護法の第41条の2で、獣医師による通報義務としては、みだりに殺されたと思われる動物

の死体あるいはみだりに傷つけられたもの、それか虐待ということになっていて、動愛法の第44条第2項の虐待の前の第1項のみだりな殺傷という視点があるかと思うんですね。それを何で、私が職業倫理のところであらう、ちょっと気になるかということ、本来、動物を手術したり治療する行為というのはみだりな殺傷に当たるんですけども、獣医師さんは正当業務行為をしているので、刑法で当然その違法性がないということで、類刑的にも違法性がないということで、みだりな殺傷に当たらないということになっているわけです。そうすると、獣医さんが治療目的じゃなかったり、あるいは獣医療水準に従っていない方法で治療した場合というのは、当然、原則に戻って、みだりな殺傷ということになるわけです。そういうみだりな殺傷に、職業上、特別に当たらないんだよと、だから、そういうきちんとした職業倫理に基づいてやらない場合はみだりな殺傷に、自分たちの行為も当たるんだよということを、一番最初に職業倫理として、できれば教えてほしいと思っているんですね。それを、一番最初のこの生命倫理あるいは職業倫理というところで教えていただきたいと思うんですけども、その視点がここに入っているのか、もし、入っていないのであれば、その3. 4)のところの動物虐待の定義で、みだりな殺傷というののもちょっと入れていただきたいなというふうに思って、御意見というか、御質問しました。

以上です。

○西村座長

ありがとうございます。

環境省、どうでしょうか。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

御指摘ありがとうございます。

正に、法学的な御意見としては、私もそのとおりかと思っていますので、お尋ねの点についての職業倫理的な部分が、この8ページでいうところの1番の生命倫理の概念の、例えば2)のところに含まれるかどうか、あるいは、この2)に生命倫理と獣医療の関わりについて理解するというふうにございますけれども、この中に包含されるかどうか否かという点は、少なくともこの到達目標の中では、そこまで表現し切れていないところなんですけれども、浅野委員、御指摘のとおり、3番の愛玩動物の福祉の4)の動物虐待の定義のところ、確かにみだりな殺傷の部分の観点は、現状、文字上は含まれていないので、そのことについては、最終的な報告書を取りまとめる際にも考慮をしていきたいというふうに思っております。

○西村座長

ありがとうございます。

そういうことでよろしいでしょうか。

○浅野委員

はい、結構です。ありがとうございます。

○西村座長

次は、近江先生。

○近江委員

日本動物保健看護系大学協会の近江でございます。よろしくお願いします。

まず初めに、愛玩動物の今回の看護師カリキュラム等検討会の報告書の案を取りまとめて、このように提出していただきまして、ありがとうございます。

これまで、検討会とかワーキングチームとかで、非常に濃い議論を、私もYouTube等でも見させていただきまして、この内容を集約された西村座長あるいは農林水産省、環境省、検討会やワーキングチームの皆様にご挨拶申し上げたいと思います。

中身については、特に大きな指摘というのはないのですけれども、科目ができて、大学協会として、大学としても、今度は運用との関わりというような形で、そういう視点でちょっと見させていただいているところなのですけれども、質問としましては、7ページの、今の履修すべき科目の、例えば動物形態機能学、比較的大きな科目、これにつきまして、例えば大学の中ではこの細かな科目、これを包含するような動物形態学とか、動物機能学とか、動物生化学とかが、それぞれ既に独立して科目としてあるのですけれども、例えば、このカリキュラム変更の際に、この動物形態機能学、この科目に一字一句合わせた形にしないといけないのか、あるいは、運用上、非常に助かるのは、例えば履修科目のときに、今回御記名いただいた動物形態機能学、後ろに例えば括弧して動物機能学とか、括弧して動物形態学とか、括弧して動物生化学のように、少しこの履修すべき科目に関連の非常に強い科目については、少し幅広いような感覚で解釈して、カリキュラム変更等をしていいのかどうかと。あるいは、お願いというところもあるんですけれども、細かいところなので、まだ決まっていないところもあるかと思いますが、ちょっとそこら辺の考え方について教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○西村座長

ありがとうございます。

これ、読替えをするということで行くんですかね。環境省、いかがでしょう。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

近江先生、御質問ありがとうございました。

今後の運用の際には非常に重要な御指摘だというふうに思っておりまして、ちょっと網羅的に大学の授業内容というか、科目名というものをまだ把握し切れていない現状で申し訳ないんですけども、おっしゃるとおり、必ずしも動物形態機能学という名称で教育をなされているだけではなくて、それが細分化されたり、あるいは類似の名称でシラバスに書いてあるというような現状があるというものも、一部承知をしております。

今回、国家資格の中で、大学におかれては、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めるということが書いておるところでございますけれども、当然、指定する科目といった場合は、今回の国家資格のカリキュラムとして定める科目、正にこの名称が省令なり、告示なりで表現をされていくわけですが、じゃ、その先の運用の際にどういうふうにするかという点はちょっと今後の課題ではありますけれども、例えば、その実態側に立てば、おっしゃるとおり、要は最終的にはこの動物形態機能学というものの中に、現に大学で教えている科目というものの内容を見て、読替えというか、整合が取れて、最終的にはこの指定科目の中に入るんだということがきちんと担保されていれば、それでいいというふうに思っております。今後、我々も文部科学省さんの関係する部署とも話をちょっと詰めていきますけれども、そういった運用がどこまで可能なかどうかというのは、我々の今後の課題とさせていただきます。

いずれにせよ、一番やりやすいのは、例えば主務省が何かフォーマットみたいなものを作って、各大学さんがこの科目はこの国家資格科目のここに当てはまるねというものを、理由を添えた上で、そういった形で資料化されていくと、すごく見る側も分かりやすいなとは思いますが、今後、大学協会さんにもいろいろお世話になるということかなと思しますので、また、いろいろ御知見を頂ければなというふうに考えております。

以上です。

○近江委員

どうもありがとうございます。

○西村座長

それでは、次は境委員ですね。

○境委員

御指名ありがとうございます。日本獣医師会、境でございます。

私から、47ページの国家試験と予備試験についてですけども、この出題範囲のところ、この大学及び養成所において履修すべき科目という、その代わり実習を除くというものについては賛成でございます。

愛玩動物看護師の業務、この間も議論されたように、大きく3つに分かれておりまして、診療の補助と、それから愛玩動物の看護と、それから愛護・適正飼養という、この大きく3

つということで、国家試験においてもこの3つの分野から出題されるものというふうに理解しております。ただ、試験日数が1日ですし、問題数が200から240問という限られた範囲内ですので、この3つの分野のうち、やっぱり診療の補助というのが愛玩動物看護師の業務独占分野になりますので、若干、この診療補助分野に比重をおいた出題というものをお願いできないかということで、御意見として出させていただきました。どうもありがとうございました。

○西村座長

ありがとうございます。  
次は、加隈委員ですね。

○加隈委員

帝京科学大学の加隈です。度々、申し訳ありません。

先ほど、ちょっと大学のことでお話が出たので、いろいろ、自分が受けられるのかとか、そういうことについて疑問に思っている方も多いかと思うので確認なのですが、先ほど、大学では指定科目を取って卒業したら、資格が取れるというふうなことだったのですが、その運用の仕方というのは、例えば教職課程とかであれば、卒業した後も科目等履修生で不足科目を取ることで受験というか、資格、免許を取るとか、そういう道も残されているものもあれば、獣医のようにその学科にいる間に科目を全部取って卒業しないと、もう多分、試験が受けられないというようなものもあるかと思うのですが、今回の資格に関しては、モデルとしては獣医のような形式を想定されているということでしょうかということと、それによって、大学とか各学校のカリキュラムが必修にするのかとか、そういうことも出てきて、実際、運用後とか、これから決まるとなりますと、多分、来年度の入学生というか、2022年度の入学生には、実際、施行前ですので適用されないのかなというふうに思っているんですが、2022年の4月に入学する人は、やはり在学者の特例の措置で講習会を受けて、受験するというところでよろしいのでしょうか。

ちょっと2つ申し上げましたが、科目等履修生ということの想定があるのかどうかということと、受験というか、適用されるカリキュラムの時期の確認をお願いしたいと思います。

○西村座長

これ、獣医学と同じような感じということですよ。  
環境省ですかね、これは。

○環境省（小高）

環境省の小高です。  
御質問ありがとうございました。

まず、科目等履修生のお話がありましたけれども、大学につきましては、附則第2条で両大臣の指定する科目を修めて卒業した者というようなことで書いてございます。科目等履修生の考え方は、少なくともこの愛玩動物看護師法の条文を見る限り、恐らくその運用が認められていないのではないかというふうに思っています。また、必修という言葉ですけども、条文上は、国家資格に必要なカリキュラムという部分をきちんと履修した上で大学を卒業している必要があるというような考え方なのかなというふうに思っております。

そうすると、例えば、極端なケース、あと1科目だけ履修していれば国家資格が受けられたのというような卒業生がいたとする場合に、確かにその方は残念というか、足りていないというのがお答えにはなるんですけども、ただ、そういったケースも、それほどの負担なく国家試験にチャレンジできるように、先ほどの実務経験の報告書の中の御説明をちょっとしましたけれども、じゃ、実務経験5年必要なのかというと、そうではなくて、4年ですね、大学であれば、その4年間というところが実務経験の中でカウントできるような運用が可能となるような、今の報告書の考え方になれば、結果として、その方は1年実務経験を積んで、講習会に加え、さらに予備試験というものも受けていただくことができる方になるんですけども、そういったルートでチャレンジを頂くことが可能なのかなというふうに思っております。

最後に、2022年度、令和4年度の入学生についてのお尋ねでございましたけれども、こちらの方については、基本的な考え方は、令和4年5月1日の法律の施行日の前に、1か月ですけれども、前に入学した方たちになりますので、基本的にはその方たちというのは受験資格の特例、経過措置の方の対象になる学生さんであるということと認識しております。原則としては大学も養成所もですけども、令和4年5月1日に施行がされることによって、法律の全ての規定が発動するわけですけれども、その後も、最初の年度、つまり令和5年度、2023年度というのが、いわゆる国家試験カリキュラムの各学校でのスタートの年になるというのが基本的な考え方としてはそうなるのかなというふうに思っております。

以上です。

○西村座長

よろしいでしょうか。

次は、下菌委員ですね。

○下菌委員

全国動物教育協会の下菌です。

私からも、この国家試験カリキュラムがこのように整いまして、方向性として、今見出されていて、愛玩動物看護師が職域も広がって、また、信頼性のある職になっていくという希望が非常に大きく持てているカリキュラムになっていることを、まず、西村座長はじめ、ワーキングチームの皆様、主務省の皆様に御礼申し上げます。

その中で、先ほど小高さんの方から御説明あった実習について、特に新たな分野である動物愛護・適正飼養実習の在り方を少し御紹介いただきましたけれども、この辺がまだ初めてのことになりますので、例えば、養成所の指定申請のときに授業計画のような詳しい授業の計画を出すということであった場合に、どのように実習を組んでいくかというような内容も含めて、いずれ、よい段階のときに、是非、養成所となる専門学校に説明をしていただく機会を設けていただければと願うところです。

そして、まずもう一つ、法施行前の教育につきましては、この報告書の38ページにある附則第2条第1号に該当するところですが、ワーキングチームの青木委員からは、専修学校設置基準が1年間800時間以上なのでという意見を申し上げておりましたけれども、この度、認定コアカリを基準とするということで、下限が1,650時間の授業時数とするということにここに定められようとしているところは、私どもも理解をさせていただくところになります。ただ、専門学校の中には専門士付与をできる、そういう制度が1994年から始まっていて、動物の専門学校、多くは2000年以降に開校されている学校が多いというところで、多分、専門士の称号付与をしている学校も多いかと思えますと、この附則第2条1号の個別評価を申請する学校も多いのではないかと思います。

ただ、コアカリキュラムを作成する段階で、各校の当時のカリキュラムも、私、拝見していますが、やはり科目名称も、それから履修内容の配置もかなりばらばらですから、その審査にはかなり煩雑な、大変なことになることも予想されますので、そこで先ほどちょっとお話ありましたけれども、公平性を保った均一性のある審査にさせていただけますよう、御尽力いただけますことと同時に、科目の読替えも柔軟に弾力性を持って行っていただくことがよいのではないかと、僭越ながら御提案申し上げるところになります。

そして、最後に、法施行後の教育についてですけれども、今まで高位平準化で、我々、専門学校も大変努力をしてまいりましたし、この報告書の冒頭のところの2ページから4ページにも国家資格者として信頼性のある役割が期待されるということ、また、留意点としては、教育内容の高度化、充実化を図る必要があるというふうに記載もされていますので、我々、養成所となる専門学校群も、全国の皆様方と協力し合いながら、そこをしっかりと努力してまいりたいというふうに思っておりますので、是非、第31条の受験資格に当たる養成所につきましては、教育の質の確保と教育の質の向上にお導きを頂くことができればと願っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○西村座長

ありがとうございます。

国家資格カリキュラムの養成所の総時間数ですかね。授業時間数1,800時間と示されているところですので、この水準に達するというのはやっぱり相当しっかりやっているところじゃないとできませんよというところで、大丈夫なのかなというふうには思っております。

環境省の方、何か追加ありますでしょうか。

○環境省（小高）

環境省の小高でございます。

御意見等ありがとうございます。

まず、説明会の方は、是非、そういった機会を頂けたら、主務省の方で対応してまいりたいというふうに思っております。

また、養成所の要件のところは、御指摘のとおり、国が直接、許可権者というか、そういった立場になるものではございませんので、各都道府県において実施されるものでございます、指定事務がですね。農水省の方でも、環境省の方でもなんですけれども、これまで、機会を捉えて、自治体の方には愛玩動物看護師法の件、御説明等行ってきたところでございますけれども、何より各全国を見ると、いろんな事情の学校さんがあるということは、私も少ないながら少しずつ状況把握に努めてきたところですが、いずれにせよ公平に、あっちの県はよくて、こっちの県は駄目みたいなふうなことが起きないように、主務省としてもきちんとグリップをしながら、自治体と連携をしていきたいというふうに思っております。

また、科目の読替え表のところですが、こちらについてはちょっと何かいい例が示せたらと思っていたんですけれども、いい例かどうかは別として、例えば報告書の41ページを開くと、科目の読替え表の例みたいなところがありますけれども、そこに、上から3つ目に動物医療コミュニケーションというものがございます。例えば、この中には、専修学校の方の列を見ると、クライアントエデュケーションとか院内コミュニケーションとか書いていますけれども、例えば、各学校で一般科目として、そういう接遇みたいな教育を行っているというふうにあるのであれば、直接、動物みたいな名前が書いていなくても、こういう動物医療コミュニケーションの一環でそういった教育を行っているという説明は、1つの参考の例としては成り立ち得るかなというふうには思っております。

私からは以上です。

○下藪委員

ありがとうございました。

○西村座長

ありがとうございます。

佐伯先生。どうぞ。

○佐伯委員

ワーキングチームの皆さん、関係省庁の皆さん、ありがとうございます。短期間でまとめていただいて。

ちょっと先走ったお願いと質問になるのかもしれませんが、非常に、今、いろんな

業務に当たっている人たちにも門戸を開いていただいて、非常に有り難いと思っているんですけども、その分、受験資格も非常に複雑になったと思います。そういったことに関して、今後、こういった決められたことをどのように周知していくのか。それから、主務省の方にそういった相談窓口のようなものを作っていくようなことはお考えなのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

また、私たちのような開業獣医師が加盟する団体等が、今後、どのような役割を果たしていけばいいのかというのも、ちょっとお教えいただくと幸いです。よろしく願いいたします。

#### ○西村座長

ありがとうございます。

環境省の方、どうでしょうか。

#### ○環境省（小高）

環境省の小高です。

一応、2点目の方の獣医師加盟団体の関わり方の部分については、後ほど、農水省からコメントを頂ければと思います。

その前の御質問として、普及啓発ですね。特に、現任者の方向けの普及啓発のところは、今後、いかに分かりやすくというのが大切かなと思っています。普及啓発に当たっては、現任者の方の気持ちに立って、いかに分かりやすく、そして、いかに働きながら、その情報にタッチしやすい方法で発信することが重要なのかなというふうに思っております。

実は、先週の金曜日にも、現役の動物看護師さんの、男性1人、女性1人ですけれども、2人と主務省でオンラインでヒアリングというか、意見交換をする機会を頂きました。その中で、情報発信でどこに発信することが効果的なのかどうかというのは、我々、やっぱり行政機関ってそういうのがちょっと苦手な分野でもあったりするのかなと思って、実際に届けてほしいという人たちの声を丁寧に聞いていくのがいかに重要かというものはすごく感じました。現任者の方が安心して国家試験にチャレンジできるような情報発信というものは続けていきたいですし、今日、横田委員から配付していただいたアンケートの結果というものに、私も事前に拝読させていただきましたけれども、こういった現任者の方の声を丁寧に拾いながら、とにかくもう安心して、円滑な制度の移行というか、それが一番重要だと思いますので、いろんなアイデアも、我々、主務省の方にお届けいただいて、それを丁寧に収集しながら、私たちがアイデアを出していきたいというふうに思っております。

2点目については、中元さんの方からよろしくお願いします。

#### ○農林水産省（中元）

農林水産省の中元です。

御質問ありがとうございます。

情報発信のことにつきましては、既に4月に日本獣医師会のセミナー等を通じて、いろいろと御説明する機会を頂いております。また、日本獣医師会に限らず、現場の方々にお伝えできる有効なルートというものがありませんでしたら、そういった団体を通じて、情報発信をしていきたいと思っております。

幸いにも、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会で取りまとめがなされようとしておりますが、ある程度、受験資格とか、あと講習会とか、そういった現場の方々が一番御関心がある事項はちょうど整理ができるタイミングでございますので、そういったものをコンパクトに分かりやすくお伝えしていきたいと思っておりますので、また、佐伯先生の方にも御相談をできればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○佐伯委員

ありがとうございます。

大事なところだと思いますので、大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

#### ○西村座長

環境省のホームページで、Q&A集が既に作られておりますので、それも拡充していくといいんじゃないかなと思います。

横田委員、お願いします。

#### ○横田委員

日本動物看護職協会の横田です。

これまでの取りまとめ、本当にありがとうございます。

先ほども出ましたけれども、本日の参考資料として、昨年末に行いましたアンケートを提出させていただきました。多くの動物看護師が国家資格を取得したいということを出しておりますので、協会としまして、そこの支援を最大限にしていきたいと思っておりますし、また、獣医師の方々、また獣医師団体の皆様に御協力を頂き、やはり多くの者が取得して、成立しました愛玩動物看護師法がうまく運用されていくことを願うばかりです。

そこで1つ質問なんですけれども、今回、検討会の中では話されていないんですけれども、愛玩動物看護師法には名称独占があるのですけれども、実際に法施行されて、主務省にお伺いしたいのですけれども、名称独占が実際に行われるのがいつ頃になるのか、また、法文には紛らわしい名称の使用ができなくなるとありますけれども、そこの例示等を、是非とも現場の者にも分かりやすく出していただきたいと思っております。その辺のところ、現在決まっていることなどがあれば、お教えいただきたいと思うのですけれども。

#### ○西村座長

これは、農水省の方でしょうか。どうぞ。

○農林水産省（中元）

農林水産省の中元です。

名称独占につきまして、御質問、ありがとうございます。

条文には、今、横田委員の御指摘のとおり、愛玩動物看護師でないものは愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないとあります。これは、法文上は、法施行後半年間の経過措置を置いておりますので、令和4年5月1日の法施行後の6か月後の令和4年の11月より、使えなくなるということになります。ただ、名称独占を御指摘のとおり緩く運用しては国家資格としての格に関わるので、基本的には、現場で国家資格者以外は動物看護師として名のれなくなるという状況になっていかざるを得ないと考えてございます。

一方、講習会の負担軽減措置としまして、先ほど御説明ありましたとおり、認定動物看護師の資格取得の有無というのがその条件に示されておりますので、この5年間の経過措置期間というのは、「私は認定動物看護師資格を持っています」という申請が必要になってきますので、そういった特例措置の円滑な移行を念頭に置いて、適切かつ柔軟に運用していきたいと考えてございます。

農水省からは以上です。

○西村座長

よろしいでしょうか。

多分、愛玩動物看護師以外の方も、プライドを持って働けるような名前というのが必要なんだろうと思います。是非、看護師の方からも、団体の方からも、獣医師の方からも、いろいろこういう名前がいいんじゃないかというアイデア、どんどん出してもらった方がいいんじゃないかと思います。1つというわけじゃないかと思っておりますので、いろいろ出してもらって、それが法律に合うか合わないかというのを環境省、農水省で判断するというふうにしていくのが一番フィットするんじゃないかなと思っております。そんな感じでよろしいでしょうか。

○横田委員

ありがとうございます。

特に施行されて半年で使えないということは、11月になりますと、まだ、実際の愛玩動物看護師が誕生しないということになりますので、そのところは現場でもそのようなことで混乱が起こらないように努めていきたいと思っております。

また、経過措置終了後には、やはりある程度の愛玩動物看護師数というものが誕生してくると思いますので、そこではやはり国家資格を持ったものがプライドを持って働けるような名称独占がしっかりかかっていくということであろうと思っております。ありがとうございます。

○西村座長

他によろしいでしょうか。

○川田委員

川田です、動物病院協会の川田です。

学校のことで、僕自身が不明なのかもしれないんですけども、令和4年の4月から入学する学生さんがこのカリキュラム、今、正に作られようとしているカリキュラムで勉強する最初の学生さんになろうかと思うんですけども、学校の方々も、人数の増加に対応して、教室やあるいは教員の方を増やしたりとか、様々な努力をしていると思うんですね。ちょっとお聞きしたところ、教室というのは結構消防法とかでも厳しく制限があるようで、急に増やしたりすることができないというふうにお伺いしています。そういった中で、学校さん、今のところ、大学を含めて、この国家資格になる本来のカリキュラムを受験する学校というのはまだ認定されていないんですね。

もう、来年4月ですから、もうそろそろ次の入学者がオープンキャンパスとか、そういったものに行くようになってくると思うのですが、看護学校の多くの方々のうちに通るようにしなきゃいけないとか、通るだろうと思ってされていると思うんですけども、さっきの教室の問題であったり、あるいは先生の問題でやっぱり認定できないということが可能性としてはあると思うんですよ。どの段階で、大学や専門学校がこの学校は認定しますよというふうになるのか、その大体の期日を教えていただいたら、有り難いんですけども。

○西村座長

環境省からお願いします。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

御質問ありがとうございます。

まず、国家資格のカリキュラムのスタートという点では、令和4年度の入学生というよりも、大筋、原則としては令和5年度の入学生からがスタートというのが原則論かなというふうに思っております。

御質問のとおり、正にこの4月、来月入学する学生さんだったり、令和4年度に入学する学生さんというのは法律が施行する前の直前の学生さんたちになります。学校側の立場に立てば、パンフレットに、じゃ、どういうふうに学生さんを募集すればいいとか、実際に自分の学校がこの法律に規定される養成所に指定されるタイミングというのは、法律の施行日が来ないと正式には指定されたというふうには言えないわけで、そういった不安定な中、どういふふうに、学生さん側もそうですし、学校側の方も広報、周知していくのかというのは、

短期的かつ大きな課題としてはあることは承知はしております。

今、環境省と農水省のホームページにもQ&Aの中で出させていただいていますけれども、養成所というものの指定申請準備中というようなステータスが、今、専修学校さん等におかれてはそういう表現なのかなというふうに思っております。大学については、都道府県の指定とか、そういう段取りにはなっていないくて、実際は文科省さんへの様々な届出とか、そういったところに関わってくると思うんですけども、いずれにせよ令和4年5月1日というものが訪れないと、あくまで、要は国家資格のカリキュラムをスタートするという準備をしているんですということに尽きるのかなと思っておりますので、その点は、今後も多分主務省に対して、学生さんないしはその保護者の方からもそうですし、全国の各学校さんから、そういう御質問があるかなと思うんですけども、ちょっと御相談に乗りつつ、どういった、表現で書けばいいとか、そういったのはちょっと丁寧に御相談に乗っていきたいと思っております。

すみません、長くなりまして。私からは以上です。

○西村座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。下菌委員どうぞ。

○下菌委員

全国動物教育協会の下菌です。

今の点で、ちょっといろいろと、一般の方というか、全国の方が間違えられているところが、令和4年の4月入学生から国家試験のカリキュラムでいわゆる受験ができるというような意味合いで受け取ってしまっている可能性もあるので、もう一度しっかりとお伝えいただきたいところと、この春4月に3年制に入学する方から、統一認定試験が受けられないということになりますので、いわゆる例えば附則第2条になったとしても、全行程の講習会を受けるような段取りになるんだろうというふうに考えています。その辺が、この該当者がどういふような流れで国家試験まで行くのかというところを一度整理いただいて、例えば主務省のQ&Aに載せていただくとか、そういったことを是非お願いできればというふうに考えております。

また、その講習会内容、来年度ですね、2022年の4月に入学する方には国家試験カリキュラムがもう既に分かっておりますので、それで学則変更して、授業を進めていくことも可能になります。ただし、それは国試カリキュラムとしての認めることはできないと、今、説明いただいたように受け取っているのですが、その辺り、その理解でよろしいでしょうか。

○西村座長

環境省、いかがでしょう。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

前半部分については、Q&Aはどうしても文字になってしまうんですけども、もうちょっと視覚的にも分かりやすいような形で、ちょっと広報というか、お示しできるようなことを検討したいと思います。

2点目というか、後半の方のお尋ねですけども、先ほど、原則論としては令和5年度入学生からというような表現の仕方をしましたけれども、一方で、過去の検討会の場で、令和4年度の入学生、とりわけ養成所において、例えば令和4年度入学生は、その1か月後から事実上は国家資格のカリキュラムというものの教育を受けられるのであれば、令和4年度入学生も、法律施行前の入学生ではあるんですけども、その国家資格のカリキュラムに乗って、入学後の1か月後にそのルールに乗って履修をして、卒業していくということも可能ではないかということが議論として出たこともございます。そのときは、そういったことも可能なのではないかというトーンで事務局から御説明をしていたところかと思うんですけども、実はちょっとここは、先ほどの原則論だけ述べたのは、1つは、例えば大学の方についていうと、科目を修めて卒業したもののなので、実際に入学したときに、令和4年度の入学生として入学したときに定められた、その学生の大学生活における履修科目というのは、途中で乗換えみたいなものが基本できないのかなというふうに聞いておまして、逆に、養成所の方は卒業という要件がないがゆえに、ある意味で、3年以上知識及び技能を修得したものとあるので、その途中乗換え、1か月後の乗換えみたいなものが法律の条文上は何か認められているのかのようにも読み取れたりもするんですけども、そこはちょっとまだ確定的なことは申し上げられるところではなく、文部科学省にもお尋ねが必要と考えています。事務的な面での実現可能性を文部科学省ときちんと詰めた上でお伝えした方がいいかなと思っておられます。

以上です。

○下菌委員

ありがとうございます。

今の話のちょっと違うところが、令和4年の4月入学生のカリキュラムというのは、2021年度に入って学則変更をすれば、2022年度の学生のカリキュラムは、国試カリキュラムと全く同じカリキュラムを行うことができるんですね。途中で変えるということではなく、もう事前にそのカリキュラムをしていくこともできるということ、一つ、把握しておいていただければと思います。よろしくお願ひします。

○西村座長

どうぞ。

○環境省（小高）

令和4年度の入学生が、仮にその実態上、国家資格カリキュラムと同一のカリキュラムを履修するというで入学してきたとしても、少なくとも令和4年4月の段階ではまだ法律が施行されていないので、この世の中に国家資格カリキュラムというふうに正式に認められたものがまだ発動していない段階なので、そういう意味で実態上は、中身を見ると国家資格カリキュラムなんでしょうけれども、それが正式に発動すること自体は令和4年5月1日になるので、そうすると、乗換えというふうに表現したのは、実態上変わらなくても、その子にとっては法律施行日前の入学生にもかかわらず、その1か月後から国家資格カリキュラムという正式のルールに乗り換わるという運用が果たして可能なかどうか、もっと言えば、学則変更をかけて、令和4年度の4月にスタートするという事なんですけれども、学則変更をかけるというのはその前の年度の令和3年度のうちにかけると思うんですけれども、その段階で実際に学則変更するとき、国家資格カリキュラムであるということの、果たしてその担保が手続上できるかどうかというところも、ちょっと我々としては課題としては捉えているので。そういったちょっと複雑な運用がやっぱり出てくるので、なので、まずは原則論的には5年度入学生からという認識をお伝えしたところです。いずれにせよ、文部科学省と詰めていきたいと思っております。

以上です。

○下菌委員

ありがとうございます。

もう既に令和4年度の学生の募集活動も始まりつつありますので、先ほどもお願いした説明会をなるべく早い段階でしていただいて、その共通認識をしたいと思っております。ありがとうございました。

○西村座長

ありがとうございました。

近江先生、どうぞ。

○近江委員

やっぱり教育関係だったので、同じ質問で。もう一回確認なんですけれども、前回の検討会で、参考資料の資料4で令和4年5月1日から国家資格カリキュラム開始学校の学生、通常ルートという、案としてお示しいただいたんですけれども、本日のお話ですと、令和5年からということの原則ということで、ここが今のところ、通常ルートの最初のスタートポイントというふうに考えてよろしいでしょうか。

令和4年度については、国家資格のカリキュラムというものはないので、それ

に準じたものができたとしても、その学年は国家試験は受験できないという理解でよろしいでしょうか。というのも、専門学校と大学で、こっちはやったけれども、こっちはできないとか、なるべくスタートポイントはやはり一緒という理解がいいかなと思いますので。もう一度、このところだけ説明していただければと思います。また別の機会でも構いません。以上です。

○西村座長

何か追加ありますか。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

簡単に追加だけすると、スタートポイントが公平であるようにという御指摘はそのとおりかと思っていますので、大学と養成所でいろいろな事務手続のやっぱり差異とかもあるというふうに認識しておりますので、公平性を担保しながら、そのスタート年度のところについては、また機会を頂いて御説明させていただければと思います。

以上です。

○西村座長

ありがとうございました。よろしいでしょうかね。

いろいろ御意見頂戴しまして、ありがとうございました。幾つかマイナーですけれども、修正点はあると思いますが、それは座長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。事務局において必要な手続を行いまして、近日、公表を予定しておりますが、公表する際には委員の皆様へ御連絡いたします。

次に、その他について、事務局で何かありましたら、よろしくをお願いします。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

事務局からは、今後のスケジュールと普及啓発について補足いたします。

今後のスケジュールでございますけれども、先ほど座長から御説明あったとおり、必要な修正を加えた上で、この検討会の報告書を取りまとめて公表させていただきたいと思っております。

また、この報告書の内容を踏まえて、今年の夏頃までをめどに、必要な政令、省令、告示等の制定を行っていきたいというふうに思っております。

また、文部科学省だったり、都道府県だったり、事務的な調整というところも、今後加速化させていかなければいけないと思っております。また、情報の届きにくい現任者向けの普及啓発等についても、主務省で協力して取り組んでいきたいというふうに思っております。

事務局からは以上です。

○西村座長

ありがとうございます。

横田委員から示していただいた動物看護師さんのアンケートを読んだのですが、やっぱりみんな結構不安に思っているなど、よく分かって。何といっても情報不足ですよ。多分、情報を取りに行っていないというのがあるのですが、情報が分かりにくいというのがあるのかなと思います。

環境省、農水省だけでは、その広報は難しいと思いますので、看護系の団体とか、獣医師系の団体、こちらの方も、皆さん、ちょっと力を合わせて、その広報に御協力いただければと思います。

多分、その軸になるのが先ほどのQ&A集で、それを分かりやすく説明しますみたいな感じの流れになるんじゃないかなと思います。皆様方、御協力をよろしくお願ひしたいと思っています。

これで最後になりますが、割と短期間にかかなり密にやったというところで、特に補佐の方々には、中元さんとか小高さんが非常によく働いていただいて、なかなか面白い仕事だったなというふうに思います。やっぱり日本って、官僚でもっているんだなとよく分かりました。どうも、皆さんもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○農林水産省（郷）

農林水産省の郷です。

皆様、長時間の御議論、ありがとうございました。

昨年8月に立ち上げました本検討会も、本日が最終回となりました。間にワーキンググループでの議論も挟みまして、約7か月の間、委員の方々には非常に多くの御意見を頂き、活発な議論が行われました。委員の皆様の御尽力により、予定しておりました期限内で検討会としての取りまとめを行うことができました。本検討会での議論や報告書を踏まえまして、今後、政省令等を定めて、令和4年5月の施行に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

また、座長からもお話がございました、御協力いただきまして、不安に思っているかもしれません現任者の方々への情報提供、心して進めてまいりたいと思います。本日までの御検討、誠にありがとうございました。

○環境省（奥山）

環境省自然環境局の奥山でございます。

本当に皆様、長時間の御議論、ありがとうございました。

環境省といたしましては、この愛玩動物看護師法というものに関わらせていただきまして、

ある意味、これまで環境省がお付き合いしたことのないような皆様あるいは業界の方々に携わらせていただくという貴重な体験を得ることができました。

カリキュラムの検討に当たりましては、新しい領域である愛護・適正分野につきまして、大変難しい課題もある中でまとめていただきまして、本当に感謝申し上げます。

愛玩動物看護師法の目的の中には、人と動物の共生する社会の実現を図るという、そういう文言がございます。今後、国家資格者がこうした社会の実現に大きな役割を果たしてくださるということを期待してやみません。そのために、我々も、また引き続きしっかりと後押しさせていただきたいと思えます。非常に短時間で回数の多い検討会ではございましたけれども、お忙しい中、皆様には闊達な御議論を頂きましたことを本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

○環境省（小高）

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、愛玩動物看護師のカリキュラム検討会を閉会とさせていただきます。

約半年強の期間、皆様、ありがとうございました。

以上